

財務省告示第五十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
 成十六年一月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二年）（第二百十 六回）	平成十五年度における公債の発 行の特例に関する法律（平成十 五年法律第十八号）第二条第一 項及び財政融資資金特別会計法 （昭和二十六年法律第一百一号）	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、価格競争入札におい て定められた利率をその利率と し、価格競争入札において募入 の決定を募集した各申込みの募 価を募入額に各申込みの平均し て得られる価格による発行（以下「	とすものによる発行（以下「





